は じ め に

この事務取扱要領は、本市の建築指導行政の事務処理の手引きとして、昭和53年に初版を発行して以来、改訂を重ねてきました。この 2026 年版は、昨年の改訂以後の変更に加え、本年度の新たな改訂につき加筆修正を加えたものです。

建築基準法の改正などにより、新たな制度の創設や各種手続き・取扱いの変更がなされ、建築指導行政を取り巻く状況は日々変化してきております。

事務取扱要領は、令和 8 年 11 月時点における建築指導課・開発指導課・建築審査課・建築安全推進課での建築確認・許可・認定・検査等の事務を系統立てて整理し、事務処理の流れに沿って、その内容を説明しています。

全体は 3 つの編で構成されています。

第 1 編には、主として建築審査課の事務である確認申請・検査等に関する事務を、第 2 編には建築指導課・開発指導課等の事務である許可・認定等の事務を、第 3 編には関連する資料をそれぞれ掲載しています。

第 1 編、第 2 編に掲載した各事務については、それぞれの内容の全体像を理解しやすいよう、できるだけ事務処理のフローチャートを掲載するとともに、一括してまとめうる事項は一覧表にまとめて説明しています。また、事務処理の段階ごとに必要に応じて関係法令、指導基準、留意事項等について記述し、より適切に事務が遂行できるよう配慮しています。さらに、事務処理上参照すべき事項については、説明文中に関係資料の掲載位置を明示して、各資料と対照できるようにしました。

この事務取扱要領は、直接的には事務担当職員の統一的で円滑な事務処理を担保するための手引きとして作成したものですが、それぞれの取扱いについて広く市民（とりわけ建築業等の関係者）の皆様に知っていただき、これらの事務手続き等が円滑に行われることを期待するものです。

なお、この事務取扱要領は、今後も必要に応じて掲載内容の増補、改訂等を行ってまいりますので、関係各位の率直なご意見をお寄せくださいますようお願いします。

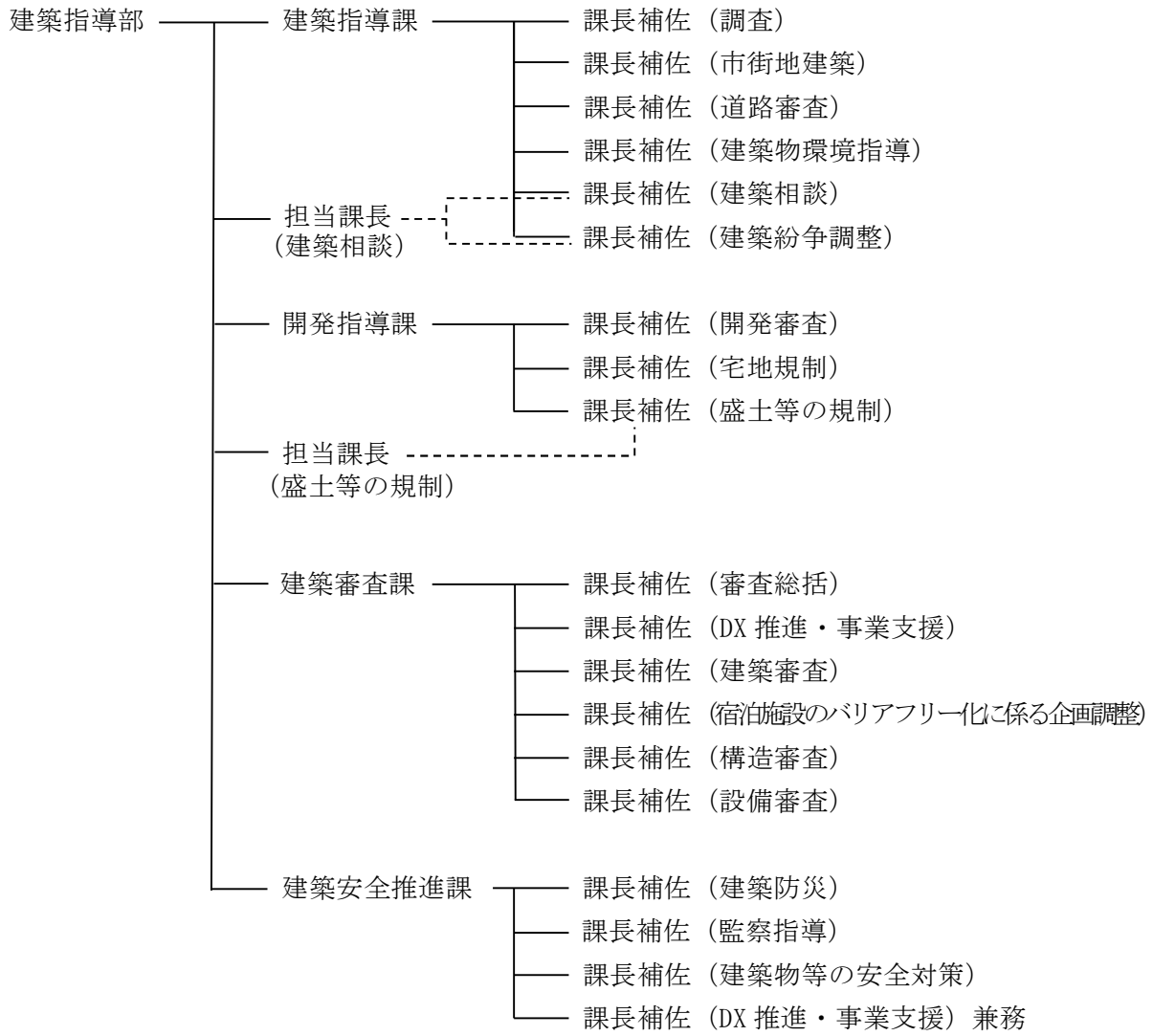
令和 8 年 11 月

住宅都市局　建築指導部　建築指導課
開発指導課
建築審査課
建築安全推進課

（注）本書の記述の中で、法令等の名称を次のように略記している場合があります。

・建築基準法・・・

《建築指導部　組織図》


建築指導部
建築指導課
課長補佐（調査）
課長補佐（市街地建築）
課長補佐（道路審査）
課長補佐（建築物環境指導）
課長補佐（建築相談）
担当課長
（建築相談）
課長補佐（建築紛争調整）
開発指導課
課長補佐（開発審査）
課長補佐（宅地規制）
課長補佐（盛土等の規制）
担当課長
（盛土等の規制）
建築審査課
課長補佐（審査総括）
課長補佐（DX 推進・事業支援）
課長補佐（建築審査）
課長補佐（宿泊施設のバリアフリー化に係る企画調整）
課長補佐（構造審査）
課長補佐（設備審査）
建築安全推進課
課長補佐（建築防災）
課長補佐（監察指導）
課長補佐（建築物等の安全対策）
課長補佐（DX 推進・事業支援）兼務